

令和6年度第2回瑞穂町地域公共交通会議

1. 開催概要

日 時：令和6年7月29日（水）14：00～15：00

会 場：瑞穂町役場庁舎1階ホール（オンライン併用）

委員：

No	所属	役職	委員氏名	出席状況
1	瑞穂町	副町長	栗原 裕之 ★	出席
2	日本大学 理工学部 土木工学科	教授	大沢 昌玄 ☆	出席（Web）
3	瑞穂町寿クラブ連合会	会長	小野 芳久	出席
4	瑞穂町福祉作業所さくら	施設長	戸村 仁郎	出席
5	公募（町内在住）		小暮 彰	出席（Web）
6	公募（町内在住）		徳永 道子	出席
7	立川バス株式会社	運輸部計画課長	佐藤 祐浩	出席
8	西武バス株式会社	計画部計画課長	秦野 凌	出席（代理：宮迫 智昭）
9	東京都交通局	自動車部計画課長	若田 瑞穂	出席（Web）
10	横川観光株式会社	代表取締役社長	山口 和彦	出席
11	武州交通興業株式会社	事業部部長	濱田 興紀	欠席
12	一般社団法人東京バス協会	乗合業務部長	富樫 秀樹	出席
13	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局	首席運輸企画専門官	佐藤 義尚	出席
14	立川バス労働組合	執行委員長	土岐 雅人	出席（Web）
15	国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所	計画課長	古川 克利	出席（Web） （代理：）
16	東京都 西多摩建設事務所	管理課長	高橋 伸子	出席（Web）
17	福生警察署	交通課長	杉本 伸幸	出席

★：会長 ☆：副会長

傍聴人：12人

次 第

- 1 開会
- 2 委員交代報告
- 3 議事
 - (1) 瑞穂町コミュニティバス運行状況の報告について
 - (2) 瑞穂町コミュニティバス運行計画について
 - (3) 瑞穂町デマンド交通運行計画について
 - (4) 瑞穂町デマンド交通運行評価基準について
 - (5) その他
- 4 閉会

2. 議事録

議事

(1) 瑞穂町コミュニティバス運行状況の報告について

- ・令和6年4月～5月のコミュニティバス利用実績について、事務局より報告を行った。

(2) 瑞穂町コミュニティバス運行計画について

- ・瑞穂町コミュニティバス実証実験終了後のコミュニティバス運行計画について事務局から提示された。

【委員】

補足する。資料では運行便数について平日・休日の別に記載があるが、土曜と休日は同じ便数となるので、変更後の土曜の運行便数は「休日」として記載してあるものを参照してほしい。

【事務局】

補足いただいた通り、瑞穂町コミュニティバスでは土曜・休日が同じダイヤで運行しており、この資料での「休日」は土曜を含むものである。

【会長】

よろしいだろうか。10月以降、3路線で運行していく形にしたいというご報告である。ただいまご説明した内容に基づき本年10月から運行するため、国土交通省関東運輸局に変更の申請を行う。

(3) 瑞穂町デマンド交通運行計画について

- ・令和6年10月より開始する瑞穂町デマンド交通の実証実験について、運行計画が事務局から提示された。

【委員】

対象者の中に妊産婦とあるが、出産後には対象外となるのだろうか。

【事務局】

妊産婦の定義だが、母子手帳の交付日から、出生日の翌年の子の誕生日の前日までとしたい。

【委員】

そのことに関する説明が必要になると思う。

【事務局】

本日は口頭での説明となったが、利用者への説明に際して、作成を予定しているリーフレットや、今後開催を見込んでいる説明会においては定義を明示し、説明させていただく。また母子手帳の交付については健康課の所管になるので、健康課とも連携し周知の徹底を図っていきたい。

【委員】

障がい者割引は200円の割引とあるが、障がいのある方が乗車する場合、介助者が同乗することがある。介助者は割引の対象になるだろうか。

【事務局】

介助者については、本人が障害者手帳を所有しているわけではないので、相乗り割引を適用する形となる。同乗者という位置づけとなり、割引額は100円となる。

【委員】

本人は200円、介助者は100円の割引という整理でよろしいか。

【事務局】

おっしゃる通りである。

【委員】

今回区域が東と西に分けて設定されているが、西部の人が東部の範囲内で乗降する、東部の人が西部の範囲内で乗降することは可能なのか。

【事務局】

利用登録者に対して曜日の制限を設けているので、東部に住んでいる人が西部で乗車し、西部の中で移動という形の利用も可能である。

【委員】

車両はワンボックスカー1台ということだが、定員は運転手を含め10人以下ということではどうか。

【事務局】

今回の実証実験運行はS&D多摩ホールディングス株式会社に委託し、また運転手の手配や許認可に関しては横川観光株式会社をお願いをする。車両はハイエース1台を予定している、運転手を含め10人以下となる。

【委員】

利用登録の方法はどのような形で想定されているか。郵送、WEBなどいろいろあるが、どのような手段を使うか。他の自治体では郵送で申し込みするのに時間がかかるので諦めてしまった方もいるらしく、できるだけ簡素なものにしてほしい。

【事務局】

会員登録については、郵送、WEBのほかに役場の交通政策モノレール推進課の窓口でも受け付ける。会員登録数を増やすことが非常に重要になると思う。先日も寿クラブ連合会と意見交換をする機会があり、その際をお願いをさせていただいたが、地区での会合や集会があったら、説明しに足を運ばせていただく。瑞穂町福祉作業所さくらに併設されている「地域活動支援センターひまわり」にも伺ってお話をさせていただいた。「瑞穂町精神障害者共同作業所ころぼっくる」という施設でも説明会・登録会をさせていただく予定である。その他にも9月中旬以降に町の公共施設の中で説明会・利用登録会を実施する。コミュニティバスと違い、利用者は高齢者の方がメインで約8,000人となるが、ターゲットが明確なので、積極的にそういった場で利用の促進を図っていく。

【委員】

広報の方法のひとつとして、町内会連合会の回覧を利用するのはどうか。

【事務局】

ご意見として頂戴した。町内会連合会の所管が協働推進課になるのでそちらと連携し、役員会等で説明をさせていただければと思う。具体的には回覧のお願いをするといったことを考えている。町としてはHPや、XやFacebook等のSNS、メール配信サービスでの周知、ケーブルテレビの活用も見込んでいるが、利用者の大半が高齢者になるので、回覧等の紙媒体や、会合の場への参加を通じて、口コミが広がっていくようにしていきたい。

【委員】

町内会の役員をやっているので実感するが、誰かが知れば口コミで広がっていくと思うので、そういった方法を大事にしていきたい。

【委員】

デマンド交通という話をしたときに、デマンドという意味がよくわからない、という方が多い。乗合だと言ったら納得する方が多いが、デマンドという手法の内容についても周知できるようにしていただ

ければと思う。

【事務局】

デマンド交通と言っても各自治体でやっていることも異なっており、瑞穂町のデマンド交通がどうい
うものかが皆さんにわかってもらえるように、積極的にいろんなところに足を運んでいくので、委員の
皆さまにもご協力をお願いしたい。

(4) 瑞穂町デマンド交通運行評価基準について

・令和6年10月より開始する瑞穂町デマンド交通の実証実験の運行計画について事務局から提示され
た。

【委員】

継続・終了といった判断を実験期間の途中で行うのか、それとも1年の実験期間が終わってから行う
のか、どちらだろうか。継続するのなら問題ないのだが、もし終了とする場合は、高齢者の足がなくな
ることも考慮し、代替となる公共交通をどうするのかまで考えなければいけない。

【事務局】

デマンド交通は1年間の実証実験が終わった時点で評価すべきだと思うが、実証実験期間の途中でも
利用実態を分析し、報告はさせていただくので、その時点で地域公共交通会議の中でご意見をいただき、
一定の周知期間を確保したうえで、継続の可否を判断したい。仮に定着しなかった場合は、これまで協
議してきたタクシー券の交付なども含め、ご意見を伺いながら町としての方向性を決めていきたい。

【委員】

実証実験の1年を終えた後に評価をしたいとのことだが、一旦終了した後に次の交通機関を考える形
だと、間が空いてしまうことになるがその考えでよいだろうか。今回の実証実験はタクシー事業者が特
別に実証実験の許可を取って運行する形だが、本格運行の場合それまでに事業者が一般乗合旅客自動車
運送事業の許可を取らなければならないが、その手続きの期間を踏まえているということか。

【事務局】

実証実験は令和7年9月末までということになり、そこから分析をしていくことになる。空白期間が
生じないように進めるためにどうするかということところだが、先ほども説明させていただいた通り中間で
利用状況は分析することになるので、報告をさせていただき、委員の皆さまからご意見をいただければ
と思う。そのご意見をもとに、空白期間を設けずに本格運行に移るのか、半年程度のアナウンス期間を
設けて終了にするのか、利用者の利便性を損なわないように最良の方法を考えていきたい。

【委員】

途中で検討する機会を持つということなので、その際に今後どうしていくのか方向づけをするとよい。
曜日を見直す、新たな需要がないか分析するなどしながら、1年に限らず実証実験する手段もあるので、
その際は早めに運輸支局にご相談いただければと思う。

【副会長】

ワンボックスカーの定員の話があったが、定員が決まっているので、乗車することができないことも
あるということではあるだろうか。その場合は利用者に周知する際に、乗車できないことがあることを伝
えるとよい。また収支率は、料金と定員、概ねの運行本数が決まっているので、収支率の上限も決まっ
てくるだろう。おそらくこの上限は100%には及ばないので、そういったところと比較しながら見て
いく必要がある。

【事務局】

車両が決まっているので定員以上は乗車できないということについては、当然定員以上の予約が生じ
た場合は乗れない。また同じ時間帯にあまりかけ離れた場所の予約が入った場合にはお断りすることも

ある。近隣自治体のデマンド交通の実施報告を見ると、お断り件数などが整理されている。そういった件数に加えて理由がわかれば分析しやすくなるので、利用者の皆さまには乗車できないことがあることを周知していくとともに、データは蓄積していく。収支率については、運転手を除いて最大9人が乗車し1時間に1本運行するとなると、運賃収入は月60万円程度である。ランニングコストが月100万円程度を想定しているのので、収支率の上限は60%程度だろう。なお、今回設定した評価基準の2.2%については達成してもらわないと困る水準である。黒字になることはないと理解しているが、それでも収支率については注視していきたい。

【会長】

ただいまご議論いただいた瑞穂町デマンド交通の運行計画について、10月からの実証実験開始に向けて関東運輸局への認可申請をさせていただく。

(5) その他

- ・地域公共交通計画の策定方針と、策定のスケジュールについて事務局より説明を行った。
- ・計画策定に合わせ、新たに3名（国土交通省関東運輸局東京運輸支局の総務企画担当、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課、JR東日本八王子支社から各1名）に委員を委嘱する見込みであることについて事務局より報告された。

【会長】

これにて議事を終了する。次回開催について事務局より連絡をお願いする。

【事務局】

今回は10月上旬ごろの実施を予定しており、地域公共交通計画の策定に関する各種アンケートの内容と、瑞穂町コミュニティバスの本格運行開始、瑞穂町デマンド交通の実証実験の開始に関する申請の結果報告をさせていただく予定である。日程は後日通知させていただく。

以上